

【家庭教育支援チーム】

(1)活動主体(チーム)について

①チーム名 (呼称)	湯浅町家庭教育支援チーム (呼称:とらいあんぐる) URL: https://www.town.yuasa.wakayama.jp/site/kyoiku/1351.html
②活動拠点	湯浅町教育委員会(湯浅町役場)
③活動範囲	湯浅町全域
④組織体制	15人 SSW1人、元教員1人、民生児童委員3人、母子保健推進委員1人、 元保育士1名、元保健師1名、管理栄養士1人、地域住民6人
⑤活動開始年度	平成21年度
⑥問合せ先	(部署・氏名等) 湯浅町教育委員会 (TEL)0737-63-1111 (E-mail) kyoui@yuasa.ed.jp

(2)活動内容について

①活動形態 (複数チェック可能)	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等への学びの場の提供 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等への地域の居場所づくり <input checked="" type="checkbox"/> アウトリーチ型家庭教育支援(※保護者の居場所に出向いて届ける支援) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅に届ける支援(情報提供、相談対応等) <input checked="" type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・学校等に届ける支援(情報提供、相談対応等) <input checked="" type="checkbox"/> その他の保護者に届ける支援(情報提供、相談対応等) <input type="checkbox"/> その他()
②活動対象 (複数チェック可能)	<input checked="" type="checkbox"/> 乳幼児 <input checked="" type="checkbox"/> 小学生(低学年) <input checked="" type="checkbox"/> 小学生(中学年) <input checked="" type="checkbox"/> 小学生(高学年) <input checked="" type="checkbox"/> 中学生 <input checked="" type="checkbox"/> 高校生以上 の子供を持つ保護者に対する活動を実施
③活動内容	【具体的な活動内容】 【活動内容】 ○「つながろう 湯浅！」を合言葉に、「人と人がつながる家庭教育支援」

を目指し、地域のつながりづくりに取り組む。

- ・直接家庭に出向き、家庭教育についての情報提供や相談対応を行いながら、ニーズに応じた支援を継続的に行う。
- ・問題の未然防止及び早期発見・早期対応に繋げる。
- ・就学前と就学後、小・中学校の接続を考慮し、継続的な支援を行う。

○家庭教育情報誌の発行



- ・「すまいる²」(3才児から中学生のいる家庭対象:毎月発行)
- ・「Babyすまいる」(0才児から2才児のいる家庭対象:年4回発行)
- ・「全戸配布用すまいる」(町内全家庭対象:年2回発行)
- ・コンセプト:「つながろう 湯浅！」

- ・誌面:「学校・こども園(保育園)・幼稚園等の取組紹介」「子育てアドバイス漫画」「料理レシピ」「行事予定」等
- ・内容:多様な視点からの子育てアドバイス、「地域での見守り」の啓発等

○訪問活動

- ・全戸訪問

家庭教育支援員が、0才児から中学3年生までの子供がいるすべての家庭を訪問している。小学校区と未就学児、中学校をA・B・Cの3ブロックに分け、月に1ブロックの訪問を行う。訪問対象の家庭は約1,000軒であり、その約1,000軒の家庭を、ローテーションにより、3ヶ月に1回、同じ家庭を訪問するシステムとなっている。



情報誌を届けると同時に、保護者に寄り添い、保護者の話を傾聴し、共感しながら見守り支援を行う。得られた情報や相談事項はチームリーダー(SSW)に集約され、学校や関係機関と連携・協働しながら、チームで支援を行う。

- ・個別訪問

見守り支援が必要な家庭については、家庭教育支援員が個別の家庭訪問等をしながら継続的に見守る。重篤なケースや複雑なケースについては、チームリーダー(SSW)が訪問し、対応する。

○家庭教育支援会議

- ・月1回の全戸訪問後、家庭教育支援会議を開き、支援員からの訪問時の報告や情報の交換を行う。SSWのコーディネートのもと、報告内容を整理し、集められた情報や相談事項について、チーム全員で支援を検討す

る。

○相談活動

- ・保護者・学校・地域・関係機関からの相談や情報の対応については、学校や関係機関と協働でアセスメントし、役割分担をしながら適切に、ニーズに応じた支援活動を行う。

○学校や関係機関との連携

- ・連携している関係機関

小・中学校、教育委員会、高等学校、こども園（保育園）、幼稚園、県子ども・女性・障害者相談センター（児童相談所）、町要

保護児童対策地域協議会、保健所、警察、医療機関、スクールカウンセラー、生活保護担当ワーカー、町保健師等

- ・学校の課題や子供たちの様子、家庭環境についての情報交換、支援方針等を検討する会議、個別の学校内ケース会議等に参加し、各関係機関とも連携しながらチームで支援を行う。



○講座等の開催

- ・子供や子育て世代を中心とした地域の方々を対象とした交流イベントを開催する。絵本の読み聞かせや工作コーナー等の体験ブース、子供服等のバザー、子育て等の相談が気軽にできるカフェコーナー等を設定し、家族や地域の方々が入り交ぜて交流する場とする。



- ・家庭教育支援員が、福祉部局の地域包括支援センターの「認知症予防教室」「物づくり講座」等を担当し、地域住民とのつながりづくりを行う。

- ・小学生対象に教育委員会主催の「夏休み工作教室」で講座を開催し、子供とのコミュニケーションを図る。

○他市町村への啓発活動

- ・訪問型家庭教育支援を行うためのリーフレットを作成し、他市町村に対して視察の受け入れや実践報告等、啓発活動を積極的に行っている。

<p>④活動の成果 (活動実績がある 場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に訪問するため、「いつでも話ができる」という安心感が保護者に広がってきたと考える。訪問から何か月か後、あるいは何年か後になっても、「情報誌を見て」「名刺を見て」等と訪問を受け、相談につながることもある。 ・ 学校と家庭との間に第三者である地域の家庭教育支援員やSSWrが入り、状況に応じて情報を学校と共有することで、学校が児童生徒や保護者により適切な支援を行うことができている。そのため、不登校やいじめの改善や解決につながったケースもある。 ・ 学校・行政・各関係機関が連携し、問題や課題に対してピンポイントで専門的な支援が可能となっている。訪問時に保護者の学校に対しての思いや要望が出てくることもあり、それを支援員が傾聴することで、保護者の不安感の解消につながっている。 ・ 全戸訪問により、地域全体の家庭の様子が把握できる。また、保護者と家庭教育支援員との関係が構築されることで、問題の未然防止、早期発見・早期対応につなげることができている。特に問題のない時から、訪問によりチームとつながっておくことで、保護者はより安心感を増している。 ・ 平成21年度のスタート時は小・中学校の児童生徒の家庭を対象に訪問活動を行っていたが、平成27年度からは、教育委員会と福祉部局との協働により、福祉と教育が一体となり、0歳児から中学3年生までの切れ目のない子育て支援が可能となり、保幼小の接続、小1プロブレムの解消にもつながっている。(5歳児健診への参加も実施) <p>町民に向けても、家庭教育情報誌によって子育て情報やこども園(保育園)・幼稚園・学校の行事の様子等を伝え、「町全体で子育てを」と啓発を行うことで、保護者だけではなく、学校や園の教職員、住民の中にも意識の高まりが見られるようになってきた。</p>
<p>⑤活動財源 (複数チェック可能)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 文部科学省補助事業(事業名:地域における家庭教育支援基盤構築事業)</p> <p><input type="checkbox"/> 文部科学省委託事業(事業名:)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働省事業(事業名:利用者支援事業)</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体単独事業として実施</p> <p><input type="checkbox"/> 特段の予算措置はない(自主的に活動を実施)</p> <p><input type="checkbox"/> その他の支援により活動を実施 ()</p>